

第70回提案募集検討専門部会(平成30年2月19日)

○ 厚生労働省からの説明

- ・ 「従うべき基準」に関する見直しの方
向性について



(主な説明)

- ・ 子ども・子育て支援新制度が施行して3年が経過し、地域における様々な事情についても、分権の議論等を通じて聞くようになったため、「従うべき基準」のあり方を検討する。
- ・ 現行の従うべき基準の実態を把握するために、各放課後児童クラブの現状を把握する必要がある。

第71回提案募集検討専門部会(平成30年5月11日)

○ 地方三団体からの意見聴取

- ・ 高知県尾崎知事(全国知事会)
- ・ 江別市三好市長(全国市長会)
- ・ 蔵王町村上町長(全国町村会)



(主な意見)

- ・ 利用者が少数の中山間地域において放課後児童クラブを継続していきたいが、現行制度では人材の確保が難しい。
- ・ 人員不足で代替職員の確保が難しい中、支援員の資格を取得するために補助員が現場を離れて研修を受講することが難しい。
- ・ 十分子育て経験のある方で、一定の実績が認められれば、支援員として認定するなどの柔軟なやり方もあるのではないか。

○ 厚生労働省からの説明

- ・ 「従うべき基準」に関する実態調査
結果の報告



(主な説明)

- ・ 調査の結果、資格基準については、保育士等の有資格者に対する研修免除又は科目免除を求める回答が最も多く、配置基準については、放課後子供教室等の施設で一体型で実施する場合に緩和を求める回答が多かった。
- ・ 調査で明らかになった様々なニーズを満たすため、「従うべき基準」の中でどこまで柔軟化できるのか、あるいは参酌化することが適当なのか、参酌化した場合においても、子どもの安心・安全の面をどのように担保できるのか等、現時点では幅広く検討したい。

放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化に関する検討状況

○提案団体

全国知事会、全国市長会、全国町村会

○提案事項

放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」等の見直し

○平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)(抄)

放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法(平24 法65)59 条5号及び児童福祉法6条の3 第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法34 条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。